

相談ごと

◆行政相談

日時 7月10日(金)午後1時30分～3時30分  
場所 千代川公民館 1階 小会議室  
日時 7月24日(金)午後1時30分～3時30分  
場所 下妻公民館 1階 和室  
問合せ先 秘書課 ☎43-2112

◆人権相談

日時 7月24日(金)午後1時30分～3時30分  
場所 下妻公民館 2階 小会議室  
問合せ先 人権推進室 ☎43-8246

◆こころの健康相談

日時 7月8日(水)午後1時～4時(予約制)  
場所 市役所第二庁舎 3階 小会議室  
問合せ先 福祉課 ☎43-8352

◆消費生活相談

日時 月・火・木・金曜日(毎週)  
午前9時～12時 午後1時～4時30分  
日曜日(7月26日)  
午前9時～12時  
場所 下妻市消費生活センター(千代川庁舎内)  
問合せ先 下妻市消費生活センター ☎44-8632

◆納税相談

・夜間納税相談  
日時 7月2日(木)午後5時30分～7時30分  
・休日納税相談  
日時 7月26日(日)午前8時30分～午後5時  
場所 市役所本庁舎 1階 収納課  
問合せ先 収納課 ☎43-8274

◆法律相談

日時 7月14日(火)・21日(火)・28日(火)  
午後1時30分～3時30分  
※事前に予約が必要です(当日不可)  
場所 市役所第二庁舎 3階 中会議室  
問合せ先 下妻市社会福祉協議会 ☎44-0142

人口と世帯

	前月比	前年比
人口	43,292人 (-2)	(-274)
男	21,686人 (+8)	(-132)
女	21,606人 (-10)	(-142)
世帯数	15,308世帯 (+33)	(+132)

テレフォンサービス

◆火災・災害のとき ☎0296-44-3111  
◆市役所などの行事・催物 ☎0296-43-4000

健康カレンダー Health Calendar 7月1日～7月31日

7/1 水		小 西南
2 木	セット健診〈健診+胃がん〉 下妻保健センター(7:00～10:30 予約者のみ)	小 西南
3 金		小 古河
4 土		小 西南
5 日	在 中山医院	小 友愛
6 月		小 西南
7 火	元気アップ教室(9:15～10:00)	小 西南
8 水		小 西南
9 木	すくすく相談(13:30～)	小 西南
10 金	ぴよぴよ教室(10:00～10:30) 5か月児健診(13:15～13:30)	小 古河
11 土		小 西南
12 日	在 坂入医院	小 西南
13 月		小 西南
14 火	2歳児歯科健診(13:15～13:30)	小 西南
15 水	カミカミ離乳食教室(13:15～13:30)	小 友愛
16 木		小 西南
17 金		小 古河
18 土		小 西南
19 日	在 軽部病院	小 友愛
20 月	在 古橋耳鼻咽喉科医院	小 西南
21 火		小 西南
22 水	後期マタニティクラス(13:15～13:30) ママサロン(13:30～15:30)	小 西南
23 木	キッズくらぶ〈親子リトミック〉(10:00～10:30) 3歳児健診(13:15～13:30)	小 西南
24 金	1歳6か月児健診(13:15～13:30)	小 古河
25 土		小 西南
26 日	在 湖南病院/とき田クリニック	小 西南
27 月		小 西南
28 火		小 西南
29 水		小 西南
30 木	すくすく相談(13:30～)	小 西南
31 金		小 古河

在 休日在宅当番医 午前9時30分～午後4時  
中山医院 ☎43-2512 古橋耳鼻咽喉科医院 ☎45-0777  
坂入医院 ☎43-6391 湖南病院/とき田クリニック  
軽部病院 ☎44-3761 ☎44-2556

夜間応急診療所 保健センター内 ☎43-1990  
土・日・祝日(1月1日を除く):午後7時～翌朝7時

小 小児救急当番医  
月・火・水・木・金・土曜日:午後6時～午後11時  
日曜・祝日:午前9時～午後4時

小児輪番病院は、入院治療を必要とする子供の救急医療を行っています。受診される際は、医療機関に必ず事前に電話でご相談ください。  
・西南…茨城西南医療センター病院(境町2190) ☎0280-87-8111  
・友愛…友愛記念病院(古河市東牛谷707) ☎0280-97-3000  
・古河…古河赤十字病院(古河市下山町1150) ☎0280-23-7111

ご存知ですか? マイナンバー制度

平成27年10月から始まる社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」という)について、制度の概要や今後のスケジュールなどをお知らせします。



マイナンバーとは?

国民一人一人が持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバーは、行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバーのメリット

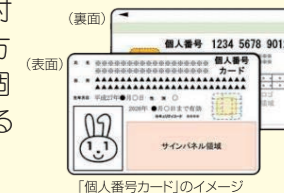
- ①国民の利便性の向上  
添付書類の削減や簡略化など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。
- ②行政の効率化  
行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。
- ③公平・公正な社会の実現  
行政が所得や給付金等各種サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。

通知カード

平成27年10月以降、住民票を有する市民の皆さん一人一人に12桁の個人番号(マイナンバー)をお知らせする「通知カード」を郵送します。なお、「通知カード」は、中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも送付されます。

個人番号カード

平成28年1月以降、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示された「個人番号カード」の交付が開始されます。希望される方は通知カードと引き換えに、「個人番号カード」の交付を受けることができる予定です。



今後のスケジュール

- 平成27年10月～  
マイナンバーが通知されます。原則として、市から住民票の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。  
※住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。
- 平成28年1月～  
社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が開始されます。  
申請者には、「個人番号カード」を交付します。
- 平成29年1月～  
「情報提供ネットワークシステム」で、個人情報のやりとり記録が確認できるようになる予定です。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ

内閣府では、マイナンバー制度に関するお問い合わせに対応するため、マイナンバーコールセンターを開設しています。  
☎全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178  
※土日・祝日・年末年始を除く 9:30～17:30  
通話料がかかります。  
外国語対応(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)は ☎0570-20-0291  
☎市企画課 ☎43-2113

有料広告欄